

岩手県立一関工業高等学校 生徒指導の基準

生徒指導課

1 懲戒の種類

退学処分	本校（当該学校）に在籍する権利を剥奪すること。
停学処分	一定期間学校の施設を使用させないこと。
訓告処分	過去の言動に注意を与え、反省を促すこと。
謹 慎	問題行動の反省のために、保護者の理解を得て授業への出席の自粛を求める事。
家庭謹慎	家庭において謹慎すること。
登校謹慎	登校の上、謹慎すること。
説 諭	問題行動を戒め、反省を促すこと。

2 問題行動を起こした生徒に対する指導基準

生徒が問題行動を起こした場合、次の基準に従って懲戒する。

(1) 問題行動が初回、単独の場合

問題行動の内容	【処分】・指導の内容
殺人、放火、強姦等重大な犯罪行為	【退学】
その他重大な犯罪行為	【退学、停学】
いじめ・暴力・傷害・威圧・金銭強要・携帯電話やSNS、インターネットの悪用行為・わいせつ行為・性非行・児童ポルノ製造、提供	【退学、停学、訓告】、謹慎、説諭
窃盗・万引・占有離脱物横領等	【停学】、謹慎
飲酒・喫煙・飲酒同伴・喫煙同伴	【停学】、謹慎
深夜徘徊・無断外泊	【訓告】、謹慎、説諭
その他の不良行為	【訓告】、謹慎、説諭
授業妨害・暴言・器物破損	【訓告】、謹慎、説諭
無免許運転	【停学】、謹慎
無断免許取得	謹慎
その他の交通違反	【訓告】、謹慎、説諭
カニシング	謹慎
アルバイト規程違反	謹慎、説諭
スマートフォン等使用規定違反	説諭
その他本校の規則に違反する行為	内容により上記に準じて指導
その他本校生徒としてふさわしくない行為	内容により上記に準じて指導

(2) 問題行動が複数の生徒に及ぶ場合や過去に指導歴がある者が再び問題行動を起こした場合は(1)の指導内容より厳しい指導をするものとする。